

令和4年第4回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和4年4月27日(水)
- 2 招集場所 市役所3階第2委員会室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 菊池 すみ子
委員 樋渡 奈奈子 委員 林 幹字
委員 小野 聡子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 佐藤 良彦
次長兼教育総務課長 中野 裕夫
理事兼学校教育監 佐藤 英樹
生涯学習課長 水越 森蔵
文化財課長 内海 年一
参事兼教育総務課長補佐 松田 直樹
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐々木多恵子
- 8 開会の時刻 午後3時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経る
報告第4号 べき事件の議案の作成に係る意見(工事請負
変更契約の締結))
臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経る
報告第5号 べき事件の議案の作成に係る意見(工事請負
変更契約の締結))
臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和4年度多賀城
報告第6号 市一般会計補正予算(第1号)に対する意
見)
臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市学校給食
報告第7号 センター運営審議会委員の人事)

臨時代理事務 報告第 8 号	臨時代理の報告について（多賀城市社会教育 委員の人事）
臨時代理事務 報告第 9 号	臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ 推進審議会委員の人事）
臨時代理事務 報告第 10 号	臨時代理の報告について（多賀城市立図書館 運営審議会委員の人事）
議案第 10 号	多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事 について
議案第 11 号	多賀城市学校給食センター運営審議会委員 の人事について

日程第 5 その他

教育長

ただ今の出席者は 5 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 4 回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第 1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和 4 年第 3 回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第 2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第 21 条第 3 項の規定により、教育長において、樋渡委

員、林委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和4年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、3月17日、3月16日深夜発生 of 福島県沖地震による被害確認のため、全小中学校を臨時休業としました。

3月17日から23日まで、福島県沖地震により学校給食センターの厨房設備等が破損したことから、学校給食の提供を中止しました。

3月18日、小学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、来賓者数等を縮小して卒業式を執り行いました。

3月30日、令和4年第1回市議会臨時会が開催され、本日臨時代理事務報告します「工事請負契約の締結（3件）」、「令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決されました。

3月31日、同日付けで退職となる定年退職者3名、依願退職者2名に辞令を交付しました。

4月1日、同日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用4名、再任用3名、再任用任期更新2名、配置換等35名、任期延長2名、併任1名、昇任昇格6名の計53名に辞令を交付しました。

同日、小中学校教職員の人事異動等に伴い、小学校35名、中学校25名の合計60名が本市に着任しました。

4月4日、教職員服務宣誓式及び新規採用・転入教職員研修会を開催しました。

4月5日、第1回全教職員研修会を開催しました。

4月8日、市立小中学校の第1学期始業式及び入学式を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入学式は規模を縮小し、換気を行いながら実施しました。

同日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童553名を含む3,404名、中学校は新入生徒477名を含む1,525名で、合計4,929名です。

4月13日、「令和4年度第1回仙台管内教育委員会教育長会議」が宮城県仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

4月18日、「令和4年度宮城県都市教育長協議会総会」及び「令和4年度市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議」が宮城県庁で開催され、教育長及び教育委員会事務局次長が出席しました。

4月24日、多賀城中学校で、4月26日、高崎中学校で体育祭が行われました。

前回定例会以降の新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況は、別表のとおりです。

生涯学習課関係ですが、4月6日、3～4か月児健康診査の会場で「ブックスタート事業」を開始しました。17組の親子に対して読み聞かせを行い、絵本を1冊ずつプレゼントしました。

同日、「令和4年度多賀城市青少年育成センター青少年補導員新年度説明会、情報交換会」を開催しました。青少年の健全な育成を目的とした巡回に当たっての注意点などを説明し、意見交換及び情報共有を行いました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです

文化財課関係ですが、1月8日から3月21日まで、令和3年度資料展「地域の文化財－高橋・新田村－」を埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催し、442名が観覧しました。

令和4年4月27日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

ブックスタートについてですが、これは健診が終わった親子を対象とした事業になるのでしょうか。絵本は対象者全員にお渡しになったのか、対象者の内の17組なのか教えてください。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

時間帯につきましては、お医者さんの健診の前に、市の保健師からの聞き取り調査などが終わって、お医者さんの健診の待ち時間に司書が親子に対して読み聞かせを行いました。17組でしたので、流れの中で1組の親子に対して1名の司書で行いました。人数が増えてくると、2組に対して1人で読み聞かせになるかもしれませんが、基本的には1組に対して1人でやりたいと考えております。時間帯についても、人が増えてきた場合は、お医者さんの健診が終わった後に、お時間があればどうぞという形になるかもしれません。月2回健診を行いますので、やりながら状況に応じてやりたいと思います。

17組はこの日に健診にいらした方全員です。3、4か月健診の受診率はほぼ100%です。来られなかった方についても、健診の担当課の方で連絡を差し上げて、訪問するとか市役所の方へお越しただいて聞き取り調査をするので、その時にお渡しできたらと考えています。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

とてもいいことだと思いますが、健診って混んでくると疲れてくるので、親御さんのゆとりがなくなることもあるのかなと少し感じました。

教育長

私も当日見させてもらいました。赤ちゃんも絵本を見るのか、にこにこしていました。赤ちゃんが反応してくれるということで司書さんも喜んでいました。

そのほか質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の報告第4号 議案の作成に係る意見（工事請負変更契約の締結））

教育長

次に、日程第4本会議に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第4号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（工事請負変更契約の締結）」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、臨時代理事務報告第4号について御説明いたします。議案の6ページをお願いします。

臨時代理事務報告第4号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

8ページをお願いします。

令和4年3月18日付けで、多賀城市長より「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」、下段に記載しております対象工事について、令和4年第1回多賀城市議会臨時会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求められたものです。

2番目に記載してあります「令和4年度多賀城市文化センター舞台設備改修工事」と3番目に記載してあります「令和4年度多賀城市文化センター空調システム改修工事」について、併せて説明させていただきます。

隣の7ページを御覧ください。

臨時代理書でございますが、異議がない旨を回答しております。

続きまして、10ページをお願いします。

工事請負契約の締結について説明します。

工事請負契約の締結について、下記の工事請負契約を地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約案件ですので、議会の議決を求めたものです。

1の契約の目的は、「令和4年度多賀城市文化センター空調システム改修工事」、2の契約の方法は、制限付き一般競争入札で執行しております。

3の契約金額につきましては、1億8,920万円で、4の契約の相手方ですが、新日本空調株式会社東北支店となります。

12ページの入札執行調書を御覧ください。

当該契約につきましては、3月16日、市役所5階の501会議室において入札を執行いたしました。入札者及び入札価格等の結果は、調書記載のとおり

です。

次に工事概要について説明しますので、13ページをお願いします。

1の件名、2の施工場所、3の工事期間は記載のとおりです。

なお、工事期間につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で資材調達の遅延などあった際には、延伸する場合もございます。その際には改めて報告させていただきます。

次に、4の工事概要でございますが、次ページの空調システム構成図と併せてご覧ください。このシステムは、文化センター館内全ての室内空間の環境を保つため、温度や湿度などを感知し、エアコンなど機器類を適切に制御、監視するシステムでございます。これを更新するものでございます。

更新する機器等は、大きく3つに分類できまして、(1)の中央監視装置については、館内の空調をコントロールするパソコン等でございます。

(2) リモート機器につきましては、主なものを説明しますと温湿センサーは、各部屋に設置してありまして、その情報を中央監視装置に転送するものでございます。空調機コントローラーは、室内が設定された温度等になるよう空調機を調整するものでございます。

(3) インバータ盤内機器は、空調用の熱源や動力設備の動作を最適化するものでございます。

これらのシステムが適切に稼働することで、快適な室内環境を提供するものでございます。

次に「令和4年度多賀城市文化センター舞台設備改修工事」について説明しますので、16ページをお願いします。

工事請負契約の締結について、下記の工事請負契約を地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約案件ですので、議会の議決を求めたものです。

1の契約の目的は、「令和4年度多賀城市文化センター舞台設備改修工事」、2の契約の方法は、制限付き一般競争入札で執行しております。

3の契約金額につきましては、7億1,500万円で、4の契約の相手方ですが、三精テクノロジーズ株式会社仙台営業所となります。

18ページの入札執行調書を御覧ください。

当該契約につきましては、3月16日、市役所5階の501会議室において入札を執行いたしました。入札者及び入札価格等の結果は、調書のとおりです。

次に工事概要について説明しますので、19ページをお願いします。

1の件名、2の施工場所、3の工事期間は記載のとおりです。

なお、この工事につきましても、工事期間は、新型コロナウイルス感染症の関係で資材調達の遅延などあった際には、延伸する場合もございます。その際には改めて報告させていただきます。

次に、4の工事概要でございますが、これは、舞台の上部に設置してある設備等について、安全性を確保するため、また、老朽化したものを更新・改修するものです。

(1) 舞台照明設備の改修につきましては、大ホール小ホールの各種ライト及び移動照明を更新し、それに伴い、コンセント、調光器盤、操作卓等を併せて改修するものでございます。

(2) 舞台機構設備改修につきましては、大ホール舞台上にある18枚の幕とそれを吊っているワイヤーロープや滑車、配線等を改修するものでございます。

(3) の舞台音響設備改修につきましては、大ホール舞台前方に吊られているマイク1機を交換するものでございます。

以上で、臨時代理事務報告第4号の説明を終了いたします。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

10ページで、1社しか入札の申し込みがなかったとあるのですが、案内の期間が短くて来なかったところとかあるのではないのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

公告期間を2週間として、同じように行いましたが、結果として1社になりました。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

2週間は短いとかそういうことはないですか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

一般的な基準となっております。

教育長

そのほか質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第4号について承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の
報告第5号 議案の作成に係る意見（工事請負変更契約の締結））**

教育長

次に、臨時代理事務報告第5号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（工事請負変更契約の締結））」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

それでは、臨時代理事務報告第5号について御説明いたします。

始めに、状況ですが、令和3年度及び令和4年度の多賀城南門等復元工事を、債務負担行為を活用し、一括して契約したものです。

議案の22ページをお願いします。

臨時代理事務報告第5号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

24ページをお願いします。

令和4年3月18日付けで、多賀城市長より「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」、下段、記1に記載があります工事について

て、令和4年第1回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求められたものです。

その内の対象工事は、表の1段目に記載が有ります、「令和3年度特別史跡多賀城南門等復元工事」となります。

23ページをお願いします。

臨時代理書でございますが、最終行をお願いします。異議がない旨を回答したものです。

続きまして、内容を御説明しますので、26ページの資料をお願いします。

工事請負契約の締結について説明します。予定価格が1億5000万円以上の工事契約案件ですので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたものです。

1の契約の目的ですが、記載の件名となります。

なお、先ほど債務負担行為を活用して、3・4年度分を一括契約した旨を説明いたしましたが、件名につきましては、補助事業対象年度の最初の年度を使用する取扱いとなっているため、令和3年度のタイトルとなっているものです。

2の契約の方法は、総合評価方式による制限付き一般競争入札です。

3の契約金額は、1億6,280万円です。

4の契約の相手方は、松井建設株式会社東北支店となります。これは、現在、施工している請負業者と同一でございます。

28ページの入札執行調書をお願いします。

当該契約につきましては、3月16日、市役所5階の501会議室において入札を執行し、入札者及び入札価格等は、調書のとおりです。

次に、29ページをお願いします。

総合評価方式の評価調書です。

1の価格以外の評価結果は、次の30ページの表にある評価基準に基づきまして入札業者を評価したものです。

2の総合評価結果につきましては、28ページの入札価格を指標化し、価格評価点と価格以外の評価点を合計したもので、表に示すと通りの結果となりました。

この結果に基づき審査を行い、4に記載のとおり、3月17日に落札者として決定し、入札価格1億4800万円に消費税を加算した金額で、3月23日付で仮契約を締結したものです。

なお、3月30日の議会での議決を経て、本契約に移行しております。

また、価格評価点の計算方法につきましては、点線・枠線の中に計算例を記

載しておりますので、参考にしていただければと思います。

次に、工事概要を説明しますので、32ページの工事概要書をお願いします。
1 件名、2 施工場所、3 工事期間は記載のとおりです。

4 工事概要でございますが、(1) 木工事及び建具工事です。

ア 初重部と二重部の中央に取り付ける、初重扉及び二重扉並びに初重屋根の上に付く高欄（こうらん）（手すり）用の木材調達と継続しての加工組立を行います。

イ 扉への飾り金具取付けを行います。

(2) 屋根工事、瓦工事です。

瓦工事として、残っている二重屋根の棟積（むねつみ）瓦及び初重屋根の残り全ての瓦葺きを行います。

(3) 塗装工事です。

ア 丹土（にっち）塗装です。柱、肘木、扉などの中塗りから上塗りまでを行います。

イ 緑青（ろくしょう）塗装です。二重連子窓の下塗りから上塗りまでを行います。

ウ 黄土（おうど）塗装です。初重及び二重の飛えん垂木及び地垂木の小口塗りをを行います。

(4) 左官工事です。初重壁及び二重壁 全ての漆喰塗りをを行います。

(5) 石工事です。基壇南側正面に階段用の踏石を設置します。

(6) 仮設工事になります。現在の処では、素（す）屋根等の解体・撤去工事を行って、完了となります。

この他に、基壇上のたたきを自然系の土舗装などにし、総仕上げを行う予定です。

続きまして、図面等で施工箇所等を説明いたしますので、33ページをお願いします。

下段の南立面図並びに東立面図とも共通で説明いたします。

白黒で、明暗、輪郭等が不明瞭で申し訳ございませんが、下段中央の凡例に基づき説明させていただきます。

木工事・塗装工事は、図面に斜線で示した箇所となります。

屋根工事・瓦葺き工事ですが、初重部と二重部の屋根部分に、濃い灰色で示した箇所となります。

併せて、左上の二重屋根平面図を御覧願います。

二重屋根の棟積（むねつみ）瓦を葺く箇所を同様に濃い灰色で示しております。

次に、左官工事ですが、薄い灰色で示した箇所となります。

次に、石工事は、南立面図の基壇中央の最下部、及び東立面図の南側の端に黒色で示した箇所となります。

次に、工事のスケジュールですが、右上の表を御覧願います。

木工事を3月末から開始し、11月に終了する予定です。

屋根工事・瓦葺きは、4月から開始し、7月に終了する予定です。

次に、塗装工事ですが、8月下旬から開始し、乾燥に適した秋口を経て、12月末に終了する予定です。

次に、左官工事ですが、4月から5月で荒壁付（あらかべつけ）と呼ばれる土（つち）塗りを行い、乾燥期間の後、及び瓦葺き後、荷重が落ち着いた後に、8月下旬から、中塗りを行い、仕上げの漆喰塗りを12月末に終了する予定です。

次に、石工事ですが、10月から12月で行う予定です。

次に、仮設工事ですが、工事が粗方終了する、年明け1月から3月で行う予定です。

以上により、臨時代理事務報告第5号の説明を終了いたします。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第5号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和4年度多賀城市一般報告会 報告第6号 計補正予算(第1号)に対する意見)

教育長

次に、臨時代理事務報告第6号「臨時代理の報告について(令和4年度多賀城市一般会計補正予算(第1号)に対する意見)」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、34ページをお願いします。

臨時代理事務報告第6号「臨時代理の報告について」説明させていただきます

す。

36ページをお願いします。これは、令和4年3月24日付けで、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）の調製について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

ページ左側となります35ページを御覧ください。

こちらが、臨時代理書で、令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）の調製について、令和4年3月24日付けで異議ない旨、回答しております。

それでは、令和4年度一般会計補正予算（第1号）のうち、教育委員会所管に係る内容を御説明いたします。

はじめに、40ページをお願いします。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入、歳出、それぞれ2億9,699万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を274億6,699万7,000円とするものです。

次のページをお願いします。こちらが、歳入予算の総括表でございます。

一番下の太枠の歳入合計の欄ですが、こちらが、ただいま申上げました今回の歳入補正予算額及び補正予算計上後の歳入予算の総額を表したものでございます。

うち、表の中段の太枠で囲まれた欄「3 県委託金」ですが、こちらが教育委員会の所管に係るもので、補正額を458万円、補正後の額を1億4,776万1,000円とするものです。

次のページをお願いします。こちらが、歳出予算の総括表でございます。

一番下の合計欄に記載の金額につきましては、歳入予算の合計欄と同様でございますが、うち、太枠で囲んだ10款教育費を御覧ください。

教育費関係の歳出補正予算額については、太枠内の一番上の行の右から2列目に記載されていますとおり、10款教育費全体で1億6,361万2,000円を増額し、補正後の予算額をその右隣の欄にありますとおり、51億3,310万3,000円とするものです。

今回は、1項教育総務費から5項保健体育費までの補正になります。

それでは、詳細な中身につきまして、歳出予算から御説明いたしますので、49、50ページをお願いします。

10款1項2目 事務局費で、479万2,000円を増額補正です。

説明欄1「教職員研修支援事業」で、7節報償費15万円と、8節旅費6万2,000円は、教職員研修会を実施する際の講師に対する謝金と費用弁償です。

12節委託料の458万円は、宮城県の「学力向上マネジメント支援事業」を活用して、学力検査を年2回実施する費用342万5,000円、342万5,000円と、児童生徒に一人1台配布しているタブレット端末にドリル教材を導入する費用77万円、そして、教員が児童生徒の学習状況に合わせて学習支援を行うため、問題データベースを導入する費用38万5,000円を計上したものです。

ここで、「学力向上マネジメント支援事業」の詳細につきまして、御説明いたしますので、55、56ページをお願いします。

これは、令和4年3月1日付け宮城県からの通知により「令和4年度学力向上マネジメント支援事業」の事業地区に本市教育委員会が指定されたことから、今回、補正計上させていただくものです。

つきましては、当該補正予算の内容は、宮城県で行う「学力向上マネジメント支援事業」を活用して本市が実施する内容となっております。

まず、県事業の内容についてですが、1の「県事業の概要」を御覧ください。

(1)の趣旨は、宮城県の課題である児童生徒の学力向上に取り組むに当たり、宮城県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、継続的、重点的に学力向上対策を推進するというものです。

(2)の事業内容は、大きく3点です。一つ目は、県は市町村教育委員会を事業地区に指定し、学力向上マネジメントアドバイザーを1名配置すること。二つ目は、当該アドバイザーは市町村教育委員会に週2日程度勤務し、専門的見地から指導・助言を行うこと。

3つ目は、事業地区に指定された市町村教育委員会は、ウに記載のとおり、「学力向上対策基本方針の作成」や、「標準学力調査の実施」、「その結果を踏まえた授業改善」、「小中連携の取組みの実施」、「AIドリルの導入」、「学力向上推進委員会の設置」等を行うことです。

市町村が実施するスケジュールのイメージは図のとおりです。詳細につきまして、次のページを御覧ください。2の「本市の取組」ですが、(1)の概要のとおり、令和4年度から最大3年間、県の事業を活用し、「授業の改善、授業力の向上」と「子供たちの安心感の形成」の両面から、児童・生徒一人一人の能力を伸ばす取組を実施していきます。

また、「学力向上推進委員会」において調査・研究や情報共有などを行い、市全体で学力向上を図る推進体制を構築し、コミュニティ・スクール等既存事業と連携する等、学力向上の土台づくりに努め、本事業の活用終了後も学力向上の取組を切れ目なく継続させていきます。

具体的な取組内容は、(2)の図「学力向上マネジメント支援事業等を活用した学力向上のためのR P D C Aサイクル」を御覧ください。

まず、「授業の改善・授業力の向上」ですが、これは「見える学力」を向上させるための取組です。内容といたしましては、まず4月に「全国学力・学習状況調査」、「第1回標準学力調査」を実施し、R P D C AサイクルのRになります。現状のリサーチを行います。

次にPのプラン、計画として各小中学校の代表で構成する「学力向上推進委員会」において、各校の結果分析を踏まえ、学力向上対策について検討します。

Dのドゥ、実行では、Pで検討した対策を実践し、その際、タブレットドリルや問題データベースを活用してまいります。

Cのチェック、評価として、12月に第2回標準学力調査を実施し、児童生徒一人一人の伸び、変容を把握します。

その変容を踏まえ、Aのアクション、改善として、学習内容の定着状況の確認を行いながら、学力向上対策の軌道修正を行ってまいります。

このR P D C Aサイクルを繰り返し、授業の改善、教員の指導力を向上させることで、児童生徒の学力向上の推進を図ってまいります。

次に、「子供たちの『安心感』の形成」ですが、児童生徒の学力向上を推進していくためには、この「見えない学力」を向上させることが大変重要であり、見える学力を支える土台となるものです。

まず、R、リサーチ、調査・現状把握として、6月に「第1回目の生活充実感テスト」を行います。このテストは、18の質問（学習関係・友人関係・教員との関係）に答えることで、学習と友人関係のマトリクス表と学習と教師との関係のマトリクス表、児童個々の生活充実感をレーダーチャートに表すことができるものとなっております。

次に、Pのプラン、計画では、その結果分析内容を「学力向上推進委員会」において確認し、対策を検討します。

Dのドゥ、実行として、日々の授業における「児童・生徒同士の学び合い」を行い、さらに「学校行事を充実」させるとともに、「人間関係づくり」を進めていきます。

Cのチェック、評価として、「第2回目の生活充実感テスト」を実施し、その結果分析の内容をもとに、A、アクション、改善として「対策の軌道修正」を行っていきます。このR P D C Aサイクルを繰り返し、子供たちの「安心感」の形成を行ってまいります。

さらに、これらの効果をより高める取組として、5つのことを市独自に取り

組んでまいります。

1つ目は、「発達に関する実態調査」を行い、児童・生徒の実態を把握していきます。

2つ目は、教職員の知識・技術向上のため、教職員研修会を年3回、特別支援教育研修を年2回実施する予定としています。

3つ目は、小学校・中学校入学等において適切な学習を切れ目なく繋げていくため、保育園・保育所・幼稚園と小学校、小学校同士、小学校と中学校との連携を推進してまいります。

4つ目は、新たな学びを生み出すため、市内の企業等との連携・活用を推進してまいります。

5つ目は、学校だけでなく、地域の人材や特性を活かし、地域全体で児童・生徒を育てていくため、コミュニティ・スクールを推進します。

以上このような内容で今後事業を実施してまいります。

それでは、49、50ページにお戻りください。

続きまして、2項1目 小学校の学校管理費で、5,833万9,000円の増額補正です。

説明欄1「学校施設維持管理事業〔小学校〕」で、1,500万円の増額ですが、10節需用費の消耗品費の1,230万円は、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、小学校6校分のハンドソープ、アルコール消毒液及び次亜塩素酸ナトリウム等を購入するための費用630万円と、コロナ禍の学校における「確かな学力」の定着を目指して、学校図書館を活用した調べ学習や家庭学習を積極的に推進し、児童の学習環境の充実を図るため、学校図書館の蔵書を増やすための費用として、1校100万円で6校分の600万円を計上するものです。

17節備品購入費の270万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染拡大防止用の学校用備品として、パーテーションや簡易ベッド等を購入するための費用です。

次に、説明欄2「学校環境整備事業〔小学校〕」で、4,333万9,000円の増額補正は、主なものとして、14節工事請負費で、令和4年度の学校運営において、特別支援教室として使用する教室でエアコンが設置されていない小学校2校、多賀城東小学校、多賀城八幡小学校の教室にエアコンを設置するための工事請負費924万円と、多賀城小学校において令和3年3月に発生した火災に伴い、使用中止としていた蓄熱式暖房機の代替として、エアコンが設置されていない多目的スペースで、ここは、3密を避けるために、書道の授業や分散給食等で使用するオープンスペースですが、今般の新型コロナウイルス

感染拡大防止対策として、冬季における常時換気時でも安全・安心な教育環境を維持するため、都市ガスを熱源とする温風式暖房機を設置する費用として、3,394万9,000円の工事請負費を計上するものです。

続きまして、2目小学校の教育振興費で、3,004万2,000円の増額補正です。

説明欄1「学校ICT整備事業〔小学校〕」ですが、10節 需用費の消耗品費の1,935万円の増額補正は、児童一人1台配布したタブレット端末の自宅持ち帰り時に使用する、破損防止のためのクッション性のあるケースと、長期の休暇等で使用する場合に必要となる端末用充電器を購入する費用です。

タブレット持ち帰り用ケースは、教職員分も含めまして、単価3,000円×3,300台分で990万円、持ち帰り用充電器は、教職員用は既にありますので、児童用として、単価3,500円×2,700台分で945万円を計上しました。

12節 委託料は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い臨時休業となった場合における家庭でのオンライン授業や教員と児童とのコミュニケーションを可能とする環境を整え、児童の学びを継続できる体制を構築するため、市内6小学校をサポートするICT支援員を配置する費用で、1,069万2,000円です。

続きまして、3項1目中学校の学校管理費で、1,474万円の増額補正です。

説明欄1「学校施設維持管理事業〔中学校〕」の940万円の増額補正は、10節 需用費の消耗品費で778万円は、次のページをお願いします。

先ほど小学校の学校管理費で説明いたしました内容と同様で、新型コロナウイルス感染予防用として、中学校4校分のハンドソープ、アルコール消毒液等を購入するための費用378万円と、コロナ禍の中学校において、生徒の学習環境の充実を図るため、学校図書蔵書を増やすための費用として1校100万円で4校分の400万円を計上したものです。

なお、17節 備品購入費は、新型コロナウイルス感染予防用備品として、パーテーション等を購入するための費用162万円です。

次に、説明欄2「学校環境整備事業〔中学校〕」で、534万円の増額は、先ほど小学校で説明いたしました内容と同様で、令和4年度に特別支援教室として使用する教室で、エアコンが設置されていない多賀城中学校の教室にエアコンを設置するための工事請負費534万円を計上したものです。

続きまして、2目中学校の教育振興費で、2,002万8,000円の増額補正です。

説明欄1「学校ICT整備事業〔中学校〕」ですが、これも小学校の教育振興費で御説明いたしました内容と同様で、10節需用費の消耗品費1,290万円は、生徒一人1台配布したタブレット端末の自宅持ち帰り用ケースと端末用充電器を購入する費用です。

持ち帰り用ケースは、教職員分も含めて、単価3,000円×2,200台分で660万円、端末充電器は生徒用で、単価3,500円×1,800台分の、630万円となります。

12節委託料も、小学校と同様で、コロナ禍において生徒の学びを継続できる体制を構築するため、市内4中学校をサポートするICT支援員を配置する費用712万8,000円となります。

次に4項1目社会教育総務費で308万4,000円の増額補正です

説明欄1生涯学習課庶務事務ですが、これは、社会教育施設や体育施設における感染拡大防止やコロナ禍においても積極的な講座等の開催を行うための費用で、

10節需用費の消耗品費198万9,000円は、アルコール消毒液、ハンドソープなどの衛生用品を購入する費用です。

12節委託料の92万3,000円は、総合体育館において、オンライン講座や動画配信等を積極的に実施するため、Wi-Fi環境を構築するための費用で、17節備品購入費の17万2,000円は、動画録画・配信用のタブレット端末の購入費、及び社会体育施設の受付窓口等におけるアクリル板を通しての意思疎通が円滑に行えるよう、マイクシステムを配備するための費用です。

続きまして、2目社会教育振興費で300万円の増額補正ですが、これは、「説明欄1 市立図書館管理運営事業」で、長期化するコロナ禍における家庭での時間を、読書を通してより豊かに過ごすことができるよう、その環境を向上すべく市立図書館の図書購入に係る費用を計上したものです。

続きまして、3目公民館費で568万9,000円の増額補正です。これは、「説明欄1 山王地区公民館管理運営事業」で、感染拡大防止やコロナ禍においても積極的に講座等を開催するために要する費用です。

主なものとしまして、12節委託料の144万9,000円の増額補正は、総合体育館と同様に、オンライン講座や動画配信等を積極的に実施するため、Wi-Fi環境を構築するための費用です。14節工事請負費の409万7,000円は、公民館を御利用される市民の皆様等の感染拡大を防止するため、公民館における空気循環、換気機能を強化するため、体育館に網戸を設置するとともに本館の換気扇を更新するための費用です。

次のページをお願いします。

続きまして、5項2目学校給食管理費で、2,389万8,000円の増額補正です。

説明欄1「学校給食センター運営事業」は、コロナ禍にあつて感染症予防対策を万全に行い、徹底した衛生管理のもと、安心安全な学校給食を安定的に供給するため、「学校給食真空冷却機」の更新を行う費用として、設置業務委託料を計上したものです。

なお、学校給食真空冷却機は、学校給食の調理過程において、加熱処理した食材等を真空状態で急速に冷却することで、細菌等の繁殖を予防するための厨房機器です。耐用年数が経過しておりますことから、予防保全策として今回更新を行うものです。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入予算の補正内容について、御説明させていただきますので、47、48ページをお願いします。

16款3項2目 教育費委託金で458万円の増額補正です。

3節教育総務費委託金の458万円の増額補正は、歳出予算で御説明申し上げました、宮城県が実施する「学力向上マネジメント支援事業」について、本市が事業地区として指定されたことから、県の事業を活用して学力向上のための取組を実施するため、今回内示を受けた458万円を計上するものです。

以上が歳入の説明となりますので、これで、臨時代理事務報告第6号「令和4年度多賀城市一般会計補正予算第1号」の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。林委員。

林委員

学力向上マネジメント支援事業について、大変素晴らしい事業だと拝見しました。これについては、私たちの方に途中経過などはお知らせなどありますか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

途中経過につきましては、この場で報告したいと考えております。場合によ

っては、保護者にも同様に途中経過をしっかりと伝えていきたいと考えております。

教育長

小野委員。

小野委員

心と学びを両方ケアしていく、同時に支えていくとありますが、学力向上マネジメント事業とは、どういうものなのですか？

教育長

学校教育監。

学校教育監

スタートしましたが、これからそれについて決めていきます。目に見える学力だけでなく、非認知的な部分、意欲なども力を入れていきたいと考えております。主に研究主任の会でその点を決めていきたいと思っております。

教育長

小野委員。

小野委員

もう一つ質問があって、週2日程度配置される予定のアドバイザーの活用はどのようにされる予定なののでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

3月まで小学校で校長先生をされていた方が配置されます。週2日、本市で指導していただきます。本市の指導主事が協議しながら進めていくところです。始まったばかりのところで、市の実態を知っていただきながら、アドバイスをもらって、指導を受けながら進めていくところです。

教育長

小野委員。

小野委員

3年間の予定となるのでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

はい。

教育長

小野委員。

小野委員

そうですね。1年間では効果が分からないというか、長いほうがいいですね。ぜひ、働き方改革も進めながら事業を進めていただければと思います。

教育長

菊池委員。

菊池委員

保育所や幼稚園との連携、新しい試みになるのでしょうか。大変いい取り組みだと思います。とても大事なことだと思いました。

もう1点、特別支援学級にエアコンの設置という話がありましたが、小中学校のエアコン関係で、残っている部分はどこになるのでしょうか。

教育長

教育部長。

教育部長

学校のエアコンの設置状況につきましては、今は一律、校長室、保健室、普通教室、一部の特別教室には設置しております。

比較的設置の新しい多賀城小学校や高崎中学校につきましては、校長室、保

健室、事務室にも初めから入っておりましたが、その後大規模改造で天真小学校や第二中学校にも設置しております。その後、国の補正を活用して、平成30年度の国の予算で平成31年度、令和2年度と普通教室と図書室に設置したということで、今残っているのは特別教室は該当になっていないということで付いていない学校もあります。パソコン教室も一部の学校を除いて、精密機器のため、エアコンを設置しております。段階的に導入してきた。今後、国の補助制度を活用しながら、学校環境の整備として導入を進めていけたらと考えています。

教育長

小野委員。

小野委員

I C T支援員派遣業務委託のところで、実際今は何人くらい働いているのでしょうか。

教育長

次長。

次長

今はまだ、配置にあたっての細かい部分の仕様を精査中です。

教育長

教育部長。

教育部長

支援員については、仕様を精査中と申し上げましたが、2名を派遣予定として考えております。小中学校10校ありますので、1週間の内、必ず各校に行けるような体制で考えております。全国の先進事例を紹介していただいたり、各学校にあった使い方や持ち帰りについての活用などアドバイスをいただきながら、今年度限りになりますので、活用の方策を学校と協議しながら進めていき、来年以降は学校の情報化の先生を中心として進めていけたらと考えております。

教育長

現時点でも得意な先生方で教えていただいています。タブレットの会社さんでヘルプデスクを用意していて、そのヘルプデスクを使って質問をしたり、その会社の方にいつでも聞ける状況に現在もあります。さらに身近に聞けることができれば先生たちは聞きやすいということがありますので、やっていきたいと思えます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

学力向上の中で、子供たちの安心感の形成というところが、ぴんと来ない部分なのですが教えていただきたいです。

教育長

それは私の方から説明します。学力向上については、色々な考え方があるのですが、1つは授業の質という柱が一方にあるのですが、もう一方では安心感がないとどんなにいい授業があっても、子供たちが勉強に付いていけないということがあります。それはどういうことかというと、例えば自分が分からないときに、気軽に先生に質問ができたり、間違っただけでも言えるというような環境です。学級の子供たちの関係性、先生と子供の関係に規定されている部分があって、間違っただけでも皆で笑ってからかったりしなかったり、間違っただけを言ってもそれが皆の勉強のために活かされて、それがかえって勉強を進めるのに良い結果を生んだりするようなことが必要だということです。子供たちが失敗を恐れずにできたり、教えてと言えるクラスを作るというのが一方の柱になります。一方の柱は先生の授業が楽しい、分かりやすいという、その二つの柱でやっていくということになります。安心感というのはそういうことを意味しています。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

子供たちが素直にこれどうなのと言えない雰囲気というか、子供たちの世界が安全ではないのかなということに驚いています。

教育長

実態の調査をしてみると、今、日本の子供たちは自分に自信が持てない、というのが世界的には本当に下のランクにあります。知識は高いのに、自分に自信が持てないためあまり人に聞くことができずに、言われることをただ聞くということになっていきますので、これから生きていく中で求められている力として話し合いの中で深めていくということを今やっておりますが、どうしても先生の話だけを聞く授業となってしまうのを変えていきたいという、これは多賀城だけではなく全国的な話となります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

学力テストをすると宮城県は下から数えた方が早いということで、そういう学力的な部分での事業だと捉えていました。友達や先生との関わり合いという部分ということで考えてよろしいでしょうか。

教育長

他との比較はあまり表現に出したくないところでして、今、コロナで学習意欲が落ちている中でも意欲を上げている子たちもいます。そういう子供たちがどうやって上がっていくかというところをみると、調査の結果では、勉強が楽しいと思う子は意欲が上がっているし、自分の勉強の方法がこういう風にすればいいんだと分かった子は意欲が上がっている。そのなかで一人一人の変化を見ていくこととなります。家庭で大変な場合は勉強どころではないということもありますので、その状況を考えながら、その子その子で比較をして見ていくようになります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

50ページのところで、タブレットを持ち帰るケース、充電器が出ていたのですが、これはタブレットを予算化した時点で用意するものではなかったのでしょうか。学校での充電器はできているのでしょうか。

教育長

教育部長。

教育部長

充電器については、学校のタブレットの収納保管庫に充電器がセットされている。ただ、持ち帰りの度に充電器を保管庫から外す、戻ってきたらまた保管庫にセットするというのが、教員の方々の手間になっています。そのため長期の休みに持ち帰るときのために充電器を新たに用意するということとなります。

1日くらいの持ち帰りでは充電は大丈夫なのですが、長期休暇やコロナで学校が休校になった場合に、充電器も併せて持ち帰るためのものです。教職員の充電器は充電保管庫ではなく職員室の机で使っておりますので、必要ありません。

ケースは、学校によっては、PTAの会費や学級費で既に購入しておりますが、昨年度、半年間で25台くらいタブレットの破損が見られました。1台の修理費に5万円がかかることから、衝撃があっても大丈夫なように厚手のクッション性のあるケースを用意するものです。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

至れり尽くせりだけど、数限りある資源の中でもったいないのではないかと思います。

教育長

教育部長。

教育部長

破損しない限り、小学校6年間、中学校3年間使用するものになりますので、活用していきたいと思います。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

支援員派遣でいうICT支援員という方はどういう所属、どういった仕事をされている方になりますか。市で雇うことになるのでしょうか。

教育長

次長。

次長

現在、業務委託という方向で整理しているところです。

教育長

教育部長。

教育部長

タブレットにつきましては、リースで5年間事業者から借りています。事業者においてもヘルプデスクがあるのですが、身近にいて活用方法を聞けるように、業務委託を2名お願いする予定です。5月中にまとめて6月から導入できればと考えております。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

オンラインの技術を教えてもらうようになるのでしょうか。

教育長

オンラインの技術もそうなのですが、授業の仕方を支援してもらうこととなります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

何人かのお子さんに聞いたらタブレットを使った授業については差があるようです。1学期の中で1回か2回しか使っていないというお子さんもいました。宝の持ち腐れになっている部分もあるのかなと思いますので、これからI

C T支援の方に来ていただいて、利用方法などを教えていただいて、活発に使われる可能性があります。

教育長

次長。

次長

そのとおりと思います。学校現場においても発達段階に応じて、タブレットの活用状況も異なる部分があるかと思います。I C T支援員を有効に利用してタブレット端末の有効活用を進めていきたいと考えております。

教育長

教育部長。

教育部長

各学校、各クラスの状況においても差があるということは認識しております。

中学校では、コロナで休んでも授業を配信しているというところもあります。小学校の1年生、2年生くらいでは持ち帰って家庭の通信環境の確認にとどまっている程度の場合もあります。支援員の力によって、より一層活用できるよう進めていければと思います。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

昨年、高崎中学校でタブレットの授業を見学させていただいて、素晴らしい授業をされていたので、これから差が縮まっていくのかなと思います。

教育長

そのほか質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第6号について承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市学校給食センター運営
報告第7号 審議会委員の人事)**

教育長

次に、臨時代理事務報告第7号「臨時代理の報告について(多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事)」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、説明させていただきます。66ページになります。

これは、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

67ページをお願いします。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を掲載しております。

令和4年3月31日付けで、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の高野薫氏から退任願が提出されたことから、同日付けで同審議会委員の職を解く旨の事務を行いました。

退任願の提出が3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第7号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市社会教育委員の人事）
報告第 8 号

教育長

次に、臨時代理事務報告第 8 号「臨時代理の報告について（多賀城市社会教育委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、説明させていただきます。資料 70 ページをお願いします。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第 3 条の規定に基づき、多賀城市社会教育委員の人事について臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告するものです。

71 ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を掲載しております。

令和 4 年 3 月 31 日付けで、多賀城市社会教育委員の高野薫氏から退任願が提出されたことから、同日付けで同委員会委員の職を解く旨の事務を行ったものです。

高野氏からの退任願の提出が令和 4 年 3 月 31 日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第 3 条の規定に基づきを臨時に代理したものです。

なお、後任者の委嘱につきましては、現在、新たな委員を選任する事務手続きを進めておりまして、次回の教育委員会定例会において、議案として提出させていただく予定でございます。

資料 72 ページには、委員名簿等を記載しておりますので、御確認いただければと思います。

説明は以上です。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第8号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事) 報告第9号 員の人事)

教育長

次に、臨時代理事務報告第9号「臨時代理の報告について(多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事)」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、説明させていただきます。資料74ページをお願いします。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

75ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を掲載しております。

令和4年3月31日付けで、スポーツ推進審議会委員の橋元伸二氏から退任願が提出されたことから、同日付けで同委員会委員の職を解く旨の事務を行ったものです。

橋元氏からの退任願の提出が令和4年3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づきを臨時に代理したものです。

なお、後任者の委嘱につきましては、現在、新たな委員を選任する事務手続きを進めておりまして、次回の教育委員会定例会において、議案として提出させていただく予定でございます。

資料76ページには、委員名簿等を記載しておりますので、御確認いただければと思います。

説明は以上です。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第9号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城市立図書館運営審議会委員報告第10号 員の人事)

教育長

次に、臨時代理事務報告第10号「臨時代理の報告について(多賀城市立図書館運営審議会委員の人事)」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、説明させていただきます。資料78ページをお願いします。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

79ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を掲載しております。

令和4年3月31日付けで、図書館運営審議会委員の橋元伸二氏から退任願が提出されたことから、同日付けで同委員会委員の職を解く旨の事務を行ったものです。

橋元氏からの退任願の提出が令和4年3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づきを臨時に代理したものです。

資料80ページをお願いします。資料の右肩に任期を記載しておりますが、令和4年5月31日までとなっております。6月1日以降の新たな、全委員について、現在、選任する事務手続きを進めておりまして、次回の教育委員会定例会において、議案として提出させていただく予定でございます。

説明は以上です。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第10号について承認します。

議案第10号 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

教育長

次に、議案第10号「多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、「議案第10号 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について」説明させていただきます。

82ページをお願いします。

本案は、現在の多賀城市いじめ問題専門委員会委員の任期が、令和4年4月30日をもって満了となりますことから、新たに委員を委嘱するものです。

議案関係資料で御説明しますので、次のページをお願いします。

資料の下段に条例の抜粋を記載してございますが、この委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係等について調査審議するものです。

多賀城市いじめ問題対策連絡協議会当設置条例第8条第2項の規定に基づき、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者として、表に記載の9名に多賀城市いじめ問題専門委員会委員を委嘱することとするものです。

今回の委嘱予定の9名のうち、

1段目小野敬弘氏、3段目佐々木正範氏、5段目齋藤昭雄氏、6段目石井アケミ氏、下から2番目となります、8段目平泉拓氏の5名につきましては、再任となります。

一方、新任は、2段目多賀城小学校学校評議員 星山純一郎氏、4段目弁護士伊藤佑紀氏、7段目宮城県仙台保健福祉事務所 築場玲子氏、9段目宮城県中央児童相談所 横山知佳氏の4名となります。

なお、任期につきましては、条例第9条第1項の規定により2年とされておりますので、令和4年5月1日から令和6年4月30日までとなります。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第10号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第10号について原案のとおり決定します。

議案第11号 多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について

教育長

次に、議案第11号「多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案第11号「多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について」説明させていただきます。

これは、同委員に1名の欠員が生じていたことから、新たに委嘱を行うこととするものです。

後任者には、高崎中学校長である島田拓氏を委員として委嘱することとするものです。

なお、発令年月日は、本定例会後速やかに委嘱することとし、令和4年5月1日としております。

85ページをお願いします。

現在の委員の任期は、令和3年7月1日から令和5年6月30日までとなっております。

後任者の任期につきましては、右側のページ、関係例規等(抜粋)と書かれた

資料の中段、多賀城市給食センター条例の欄を御覧ください。同条例第5条第3項のただし書の規定により、前任者の残任期間となりますので、令和4年5月1日から令和5年6月30日までとなります。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第11号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第11号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和4年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時33分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐々木多恵子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和4年5月25日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印